

## 愛媛県がん対策推進委員会 概要

地方自治法第138条の4第3項に規定する県の附属機関として位置付ける。

### ○所掌事項（県がん対策推進条例第12条第1項）

- ・がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
- ・がん対策の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。

### ○組織及び委員（同条例第12条第2項及び第3項）

- ・委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、がん患者及びその家族等で構成される団体を代表する者、保健医療関係者、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

### ○委員の任期（同条例第12条第4項及び第5項、県がん対策推進委員会規程第2条）

- ・委員の任期は、2年とする（再任可）。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- ・知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することがある。

### ○会長及び副会長（同規程第3条）

- ・委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- ・会長は、委員会を代表し、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### ○会議（同規程第4条）

- ・委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- ・委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### ○意見の聴取（同規程第5条）

- ・委員会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

愛媛県がん対策推進委員会 委員一覧

(H23.8.26現在)

役職名等	氏名
愛媛県医師会 常任理事 (副会長)	今井 洋子
松山市健康づくり推進課 副主幹	上田 千里
愛媛県議会がん対策推進議員連盟 会長	岡田 志朗
市立宇和島病院 院長	梶原 伸介
愛媛県PTA連合会 副会長	片上 昌代
住友別子病院 がん診療部長	亀井 治人
(財)がんの子供を守る会愛媛支部 幹事	鳥谷 恵美子
日本対がん協会 愛媛支部 (愛媛県総合保健協会 参与)	川上 壽昭
愛媛県医師会 常任理事	窪田 理
愛媛県商工会議所連合会 会頭	白石 省三
愛媛県経済同友会 代表幹事	鈴木 欽次郎
四国がんセンター 名誉院長 (会長)	高嶋 成光
愛媛大学大学院医学系研究科 肝胆膵・移植外科学教授	高田 泰次
四国がんセンター 統括診療部長	谷水 正人
東温市健康推進課 課長補佐	永野 洋子
松山ベテル病院 院長	中橋 恒
愛媛県看護協会 会長	二宮 由美子
愛媛県食生活改善推進連絡協議会 会長	秦 栄子
愛媛県中小企業団体中央会 会長	服部 正
愛媛県栄養士会 副会長	濱田 千鶴
愛媛新聞 論説委員	早瀬 昌美
松山赤十字病院 副院長	藤井 元廣
愛媛県薬剤師会 副会長	古川 清
NPO法人愛媛がんサポートおれんじの会 理事長	松本 陽子
愛媛県商工会連合会 会長	村上 友則
医療法人聖愛会在宅診療部ベテル在宅支援センター 地域看護専門看護師	吉田 美由紀
合計 26 名	

(氏名:五十音順)